

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成21年9月11日

石川県監査委員 下 沢 佳 充
同 若 林 昭 夫
同 東 方 俊一郎
同 喜 田 羊支子

(別 紙)

南加土第1753号
平成21年7月14日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷本 正憲

平成21年 6月30日付け石監査第180号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
財産事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないよう十分注意してください。	南加賀土木 総合事務所	今後は、このようなことがないよう、より緊密な連絡・連携体制を徹底することにより、適正な財産事務の執行に努めてまいります。